

仕 様 書																								
件 名	自衛隊神奈川地方協力本部小田 原地域事務所トイレ修繕	作 成 者	自衛隊神奈川地方協力本部																					
		仕様書番号																						
		作成年月日	令和8年6月24日																					
<p>1 総 則</p> <p>本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部で実施する、小田原地域事務所トイレ修繕において適用する。</p> <p>2 場 所</p> <p>自衛隊神奈川地方協力本部小田原地域事務所 (神奈川県小田原市栄町1-14-9 NTビル3階)</p> <p>3 概 要</p> <p>事務所内のトイレの和便器を洋風便器への取替</p> <p>4 使用材料等（下記同等品以上とする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOTO 洋風便器</td> <td>CS232 手洗い器有</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>TOTO 便座（ウォシュレット）</td> <td>TCF2223</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>TOTO 棚付き2連紙巻き器</td> <td>YH600FMR</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>壁クロス貼替</td> <td>サンゲツ SP シリーズ 等標準品</td> <td>1.4 m²</td> </tr> <tr> <td>床シート貼替</td> <td>標準品</td> <td>1.8 m²</td> </tr> <tr> <td>移設用排水管等</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 一般事項</p> <p>(1) 契約後速やかに工程表を官側に提出し承認を得るものとする。</p> <p>(2) 修繕において発生した、産業廃棄物等については適正に処理し産業廃棄物管理票を提出するものとする。</p> <p>(3) 作業にあたっては、作業前・中・後の写真を撮影し報告書と併せて提出するものとする。</p> <p>(4) 作業は、原則平日0900～1700の間で実施するものとし、休日等の時間外での作業が発生する場合は、官側と協議し作業日程を決定するものとする。</p> <p>(5) その他疑義が生じた場合は、官側と協議し実施するものとする。</p>				品 名	規 格	数 量	TOTO 洋風便器	CS232 手洗い器有	1	TOTO 便座（ウォシュレット）	TCF2223	1	TOTO 棚付き2連紙巻き器	YH600FMR	1	壁クロス貼替	サンゲツ SP シリーズ 等標準品	1.4 m ²	床シート貼替	標準品	1.8 m ²	移設用排水管等		1式
品 名	規 格	数 量																						
TOTO 洋風便器	CS232 手洗い器有	1																						
TOTO 便座（ウォシュレット）	TCF2223	1																						
TOTO 棚付き2連紙巻き器	YH600FMR	1																						
壁クロス貼替	サンゲツ SP シリーズ 等標準品	1.4 m ²																						
床シート貼替	標準品	1.8 m ²																						
移設用排水管等		1式																						

仕 様 書

仕様書番号

6 特記事項

- (1) 作業実施においては、本仕様書による他、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき実施するものとする。
- (2) 修繕時に使用する製品については、4項に示す製品又は同等品以上とし、施工する際に発生する消耗品については、請負者が準備し使用するものとする。
- (4) 施行前に現地で採寸をおこない、施工に関する協議を官側とおこない作業を実施するものとする。
- (5) 施工する材料の色等については発注前に官側と協議し決定するものとする。
- (6) 作業実施の際は、既設品等への養生をおこなうものとする。
- (7) 修繕の際に発生した産業廃棄物等については処分するものとし、壁床等は必要に応じ下地補修をおこなうものとする。
- (8) 排水管等については洋風便器取付位置に併せて適切に移設するものとする。

8 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 報告書
- (3) 役務写真（作業前・中・後）
- (4) 産業廃棄物管理票

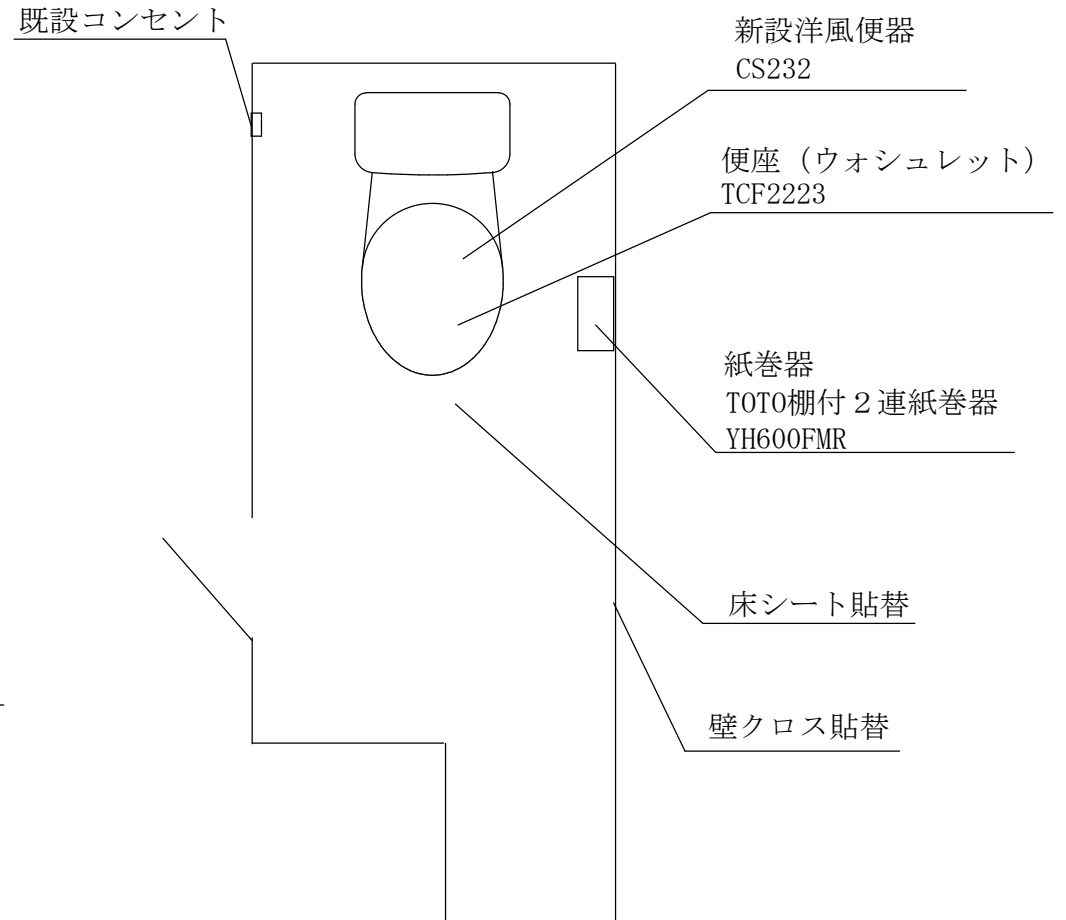
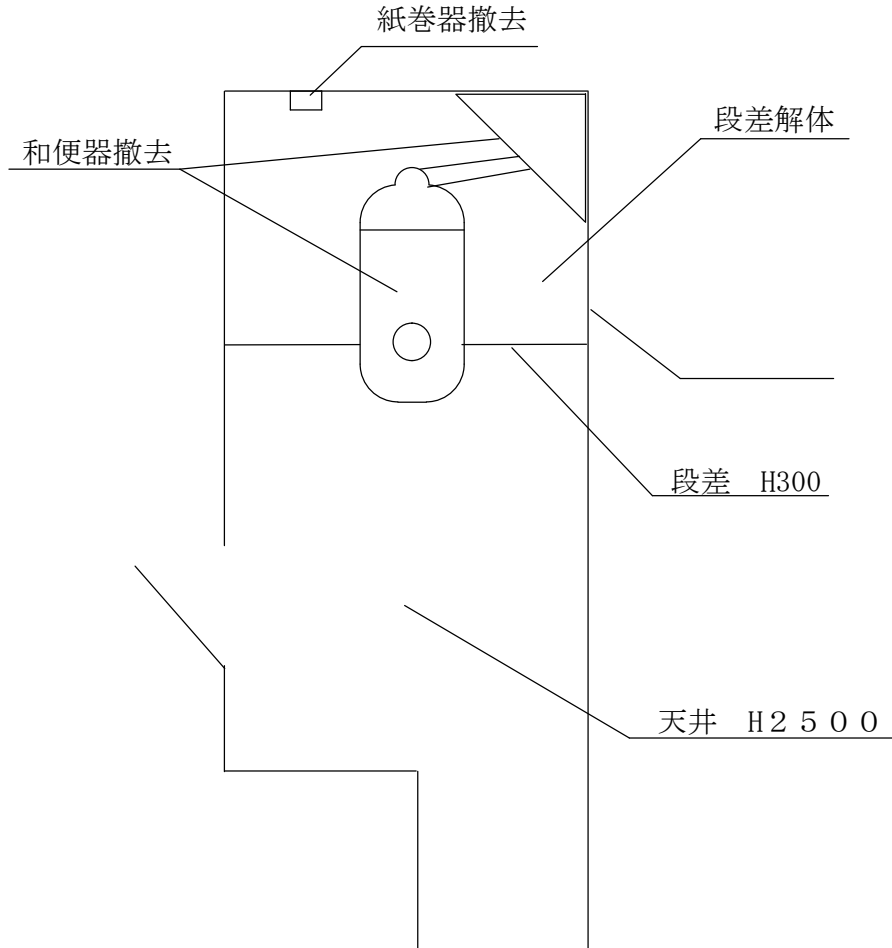
9 検 査

施工後、提出書類の確認をもって検査完了とする。

小田原地域事務所トイレ修繕箇所

既設和便器

新設洋風便器



洋風大便器取付用排水管移設については
現地採寸し既存和便器→洋風便器便器取付可能位置へ移設すること

小田原地域事務所トイレ写真

